

前橋市市税条例新旧対照表(第1条関係)

改正案	現 行
<p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第21条 納税者又は特別徴収義務者は、第44条、第49条、第49条の2若しくは第49条の5(第54条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第50条の4第1項(第50条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第51条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第54条の7、第66条、第85条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第124条第1項、第125条の12第3項、第125条の23第1項若しくは第2項又は第129条に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長にあったときは、その延長された納期限とする。第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、<u>第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間</u>については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 第98条第1項若しくは第2項の申告書、第124条第1項の申告書又は第125条の23第1項若しくは第2項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間</p> <p>(3) 第98条第1項若しくは第2項の申告書、第124条第1項の申告書又は第125条の23第1項若しくは第2項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1か月を経過する日までの期間</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) <u>第51条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。)</u> 当該税額に係る納期限の翌日から1か月を経過する日</p> <p>(6) <u>第51条第1項の申告書(法第321条の8第22</u></p>	<p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第21条 納税者又は特別徴収義務者は、第44条、第49条、第49条の2若しくは第49条の5(第54条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第50条の4第1項(第50条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第51条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第54条の7、第66条、第85条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第124条第1項、第125条の12第3項、第125条の23第1項若しくは第2項又は第129条に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長にあったときは、その延長された納期限とする。第1号及び第2号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、<u>当該各号に掲げる期間</u>については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>第51条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)</u>、第98条第1項若しくは第2項の申告書、第124条第1項の申告書又は第125条の23第1項若しくは第2項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第51条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)</u>、第98条第1項若しくは第2項の申告書、第124条第1項の申告書又は第125条の23第1項若しくは第2項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1か月を経過する日までの期間</p> <p>(4) 省略</p>

項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1か月を経過する日

(普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更又は決定及びこれに係る延滞金の徴収)

第46条の2 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定により閲覧し、その賦課した税額を変更し、又は賦課する必要を認めた場合には、既に法第315条第1号ただし書若しくは第2号又は法第316条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうちその決定のあった日までの納期に係る分(以下この条において「不足税額」という。)を徴収する。

- 2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第44条の各納期限(納期限後の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項及び第4項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。
- 3 所得税の納税義務者が修正申告書(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。)を提出し、又は国の税務官署が、所得税の更正(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除く。)をしたことに基因して、第44条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から同項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得

(普通徴収に係る個人の市民税の賦課後の変更又は決定及びこれに係る延滞金の徴収)

第46条の2 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定によって閲覧し、その賦課した税額を変更し、又は賦課する必要を認めた場合においては、既に法第315条第1号ただし書若しくは第2号又は法第316条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうちその決定のあった日までの納期に係る分(次項において「不足税額」という。)を徴収する。

- 2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第44条の各納期限(納期限後の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。
- 3 所得税の納税義務者が修正申告書(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。)を提出し、又は国の税務官署が、所得税の更正(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除く。)をしたことに基因して、第44条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から第1項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

税の更正(納付すべき税額を増加させるもの
に限り、これに類するものを含む。以下この項
において「増額更正」という。)をしたとき(国の
税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を減
少させるものに限り、これに類するものを含
む。以下この項において「減額更正」という。)
をしたことに基因して、第1項の規定によりそ
の賦課した税額が減少した後に、その賦課した
税額が増加したときに限る。)は、その追徴す
べき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額
から当該減額更正に基因して変更した税額を
控除した金額(還付金の額に相当する税額を含
む。)に達するまでの部分に相当する税額に限
る。以下この項において同じ。)については、
次に掲げる期間(令第48条の9の9第4項各号に
掲げる市民税にあつては、第1号に掲げる期間
に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間か
ら控除する。

(1) 第44条の各納期限の翌日から当該減額更
正に基因して変更した税額に係る納税通知
書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に
係る納税通知書が発せられた日(当該減額更
正が更正の請求に基づくものである場合
には、同日の翌日から起算して1年を経過す
る日)の翌日から増額更正に基因して変更した
税額に係る納税通知書が発せられた日まで
の期間

(法人の市民税の申告納付)

第51条 省略

2 省略

3 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して法施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)

(法人の市民税の申告納付)

第51条 省略

2 省略

3 法第321条の8第22項の申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合)で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して法施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日か

の翌日から1年を経過する日以後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを了知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを了知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。))によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

6～7 省略

ら1年を経過する日以後に同条第22項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを了知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

5～6 省略

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)
第51条の3 省略

- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合にはその延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日以後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。))若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。))による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
- 4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)
第51条の3 省略

- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税額に係る不足額についても同条第1項、第2項又は第4項の納期限によるものとする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日以後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。))若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと)による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

(市民税の減免)

第52条 省略

2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名及び住所又は居所(法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、名称及び事務所又は事業所の所在地))

(2)～(3) 省略

3 省略

(特別土地保有税の減免)

第124条の3 省略

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(3) 省略

3 省略

(市民税の減免)

第52条 省略

2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地)

(2)～(3) 省略

3 省略

(特別土地保有税の減免)

第124条の3 省略

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(3) 省略

3 省略

(事業所税の賦課徴収に関する申告義務)

第125条の24 市内において事業所等を新設し、又は廃止した者(法第701条の34第1項に規定する法人及び同条第2項に規定する公益法人等又は人格のない社団等で収益事業を行わないもの並びに事業年度の中途において解散若しくは合併した法人又は年の中途において事業を廃止した個人で、第125条の23第1項又は第2項の規定により事業所税を申告納付すべきものを除く。)は、その新設又は廃止の日から1か月以内に、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。

(1) 住所、氏名又は名称及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(5) 省略

2 事業所税の納税義務者に事業所用家屋の貸付けを行う者は、新たに貸付けを行うこととなった事業所用家屋に関し、当該貸付けを行った日から2か月以内に、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。

(1) 貸付けを行う者の住所、氏名又は名称及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(5) 省略

3 省略

(事業所税の減免)

第125条の26 省略

2 前項の規定によって事業所税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 住所、氏名又は名称及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(4) 省略

3 省略

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第3条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第39条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の

(事業所税の賦課徴収に関する申告義務)

第125条の24 市内において事業所等を新設し、又は廃止した者(法第701条の34第1項に規定する法人及び同条第2項に規定する公益法人等又は人格のない社団等で収益事業を行わないもの並びに事業年度の中途において解散若しくは合併した法人又は年の中途において事業を廃止した個人で、第125条の23第1項又は第2項の規定により事業所税を申告納付すべきものを除く。)は、その新設又は廃止の日から1か月以内に、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。

(1) 住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(5) 省略

2 事業所税の納税義務者に事業所用家屋の貸付けを行う者は、新たに貸付けを行うこととなった事業所用家屋に関し、当該貸付けを行った日から2か月以内に、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。

(1) 貸付けを行う者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(5) 省略

3 省略

(事業所税の減免)

第125条の26 省略

2 前項の規定によって事業所税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(4) 省略

3 省略

附 則

第3条 削除

規定を適用することができる。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第15条の2 省略

2～4 省略

5 法附則第15条第33項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第33項第2号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

7～8 省略

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第29条 省略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第29条の2 所得割の納税義務者が支払を受けべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第38条及び第39条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第39条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第39条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第29条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

(2) 第39条の5から第39条の7まで、第39条の8第1項並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項の規定の適用については、第39条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第29条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第39条の6第1項前段、第39条の7、第39条の8第1項並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第29条の2第1

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第15条の2 省略

2～4 省略

5～6 省略

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第29条 省略

項の規定による市民税の所得割の額」と、第39条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第29条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第40条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第29条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第10項(同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項(同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項(同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項(同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第2条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第29条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第29条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等(次項において「特例適用配当等」という。)については、第38条第3項及び第4項の規定は、適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第39条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第39条の2の規定の適用がある場合には、その適用後

の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第32条第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの)に限り、その時までに提出された第33条第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第39条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第29条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第39条の5から第39条の7まで、第39条の8第1項並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項の規定の適用については、第39条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第29条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第39条の6第1項前段、第39条の7、第39条の8第1項並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第29条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第39条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第29条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第40条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第29条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第14項(同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。)に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 附則第2条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第29条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第

2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第29条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第29条の3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第38条及び第39条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第39条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第39条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第29条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(2) 第39条の5から第39条の7まで、第39条の8第1項並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項の規定の適用については、第39条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第29条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第39条の6第1項前段、第39条の7、第39条の8第1項並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第29条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第39条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第29条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第40条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第29条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第29条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第38条及び第39条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第39条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から同法第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第39条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第29条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(2) 第39条の5から第39条の7まで、第39条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第39条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第29条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第39条の6第1項前段、第39条の7、第39条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第29条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第40条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第29条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条

得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第2条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第29条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第29条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。)については、第38条第3項及び第4項の規定は、適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、同条及び第39条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第39条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 省略

- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第39条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第29条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第39条の5から第39条の7まで、第39条の8第1項並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項の規定の適用については、第39条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第29条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第39条の6第1項前段、第39条の7、第39条の8第1項並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第29条の3

の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第2条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第29条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第29条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。)については、第38条第3項及び第4項の規定は、適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第38条及び第39条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第39条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 省略

- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第39条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第29条の2第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第39条の5から第39条の7まで、第39条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第39条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第29条の2第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第39条の6第1項前段、第39条の7、第39条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第2

第3項後段の規定による市民税の所得割の額と、第39条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第29条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

- (3) 第40条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第29条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。
- (4) 附則第2条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第29条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第29条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。
- 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第39条の8の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第29条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第32条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第33条第1項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第38条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される

9条の2第3項の規定による市民税の所得割の額と、第39条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第29条の2第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第39条の8第1項中「第38条第4項」とあるのは「附則第29条の2第4項」とする。

- (3) 第40条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第29条の2第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額」とする。
- (4) 附則第2条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第29条の2第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第29条の2第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第39条の8の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第29条の2第3項に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第32条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第33条第1項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第38条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される

法第37条の4] とする。

法第37条の4] とする。

前橋市中小企業者等に係る事業所税の減免に関する条例新旧対照表(第2条関係)

改正案	現 行
<p>(減免の申請)</p> <p>第4条 この条例により事業所税の減免を受けようとする中小企業者等は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、中小企業者等に該当する事実を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、申請期限後においても事業所税の減免の申請を行うことができる。</p> <p>(1) 住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)(法人番号を有しない者)にあっては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2)～(3) 省略</p>	<p>(減免の申請)</p> <p>第4条 この条例により事業所税の減免を受けようとする中小企業者等は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、中小企業者等に該当する事実を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、申請期限後においても事業所税の減免の申請を行うことができる。</p> <p>(1) 住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)<u>又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)</u>(個人番号又は法人番号を有しない者)にあっては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2)～(3) 省略</p>

前橋市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表(第3条関係)

改正案	現 行																								
<p>附 則</p> <p>1～6 省略</p> <p>7 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"><tr><td>第98条第1項</td><td>施行規則第34号の2様式</td><td>地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)による改正前の地方税法施行規則(以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。)第48号の5様式</td></tr><tr><td>第98条第2項</td><td>施行規則第34号の2の2様式</td><td>省略</td></tr><tr><td>第98条第3項</td><td>施行規則第34号の2の6様式</td><td>省略</td></tr><tr><td>第98条第4項</td><td>施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式</td><td>省略</td></tr></table> <p>8～10 省略</p> <p>11 附則第8項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定する</p>	第98条第1項	施行規則第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)による改正前の地方税法施行規則(以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。)第48号の5様式	第98条第2項	施行規則第34号の2の2様式	省略	第98条第3項	施行規則第34号の2の6様式	省略	第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	省略	<p>附 則</p> <p>1～6 省略</p> <p>7 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"><tr><td>第98条第1項</td><td>第34号の2様式</td><td>地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)第1条の規定による改正前の地方税法施行規則(以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。)第48号の5様式</td></tr><tr><td>第98条第2項</td><td>第34号の2の2様式</td><td>省略</td></tr><tr><td>第98条第3項</td><td>第34号の2の6様式</td><td>省略</td></tr><tr><td>第98条第4項</td><td>第34号の2様式又は第34号の2の2様式</td><td>省略</td></tr></table> <p>8～10 省略</p> <p>11 附則第8項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定する</p>	第98条第1項	第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)第1条の規定による改正前の地方税法施行規則(以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。)第48号の5様式	第98条第2項	第34号の2の2様式	省略	第98条第3項	第34号の2の6様式	省略	第98条第4項	第34号の2様式又は第34号の2の2様式	省略
第98条第1項	施行規則第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)による改正前の地方税法施行規則(以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。)第48号の5様式																							
第98条第2項	施行規則第34号の2の2様式	省略																							
第98条第3項	施行規則第34号の2の6様式	省略																							
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	省略																							
第98条第1項	第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)第1条の規定による改正前の地方税法施行規則(以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。)第48号の5様式																							
第98条第2項	第34号の2の2様式	省略																							
第98条第3項	第34号の2の6様式	省略																							
第98条第4項	第34号の2様式又は第34号の2の2様式	省略																							

もののほか、第21条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略		
第21条第3号	第98条第1項若しくは第2項の申告書、第124条第1項の申告書又は第125条の23第1項若しくは第2項の申告書でその提出期限	省略
省略		
第100条の2第1項	省略	
省略		

12～13 省略

14 附則第9項から第12項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略	
附則第11項の表第100条の2第1項の項	省略
省略	

15 省略

16 附則第9項から第12項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略	
附則第11項の表第100条の2第1項の項	省略
省略	

17 省略

18 附則第9項から第12項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

もののほか、新条例第21条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略		
第21条第3号	第51条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、第98条第1項若しくは第2項の申告書、第124条第1項の申告書又は第125条の23第1項若しくは第2項の申告書でその提出期限	省略

省略	
第100条の2	省略
省略	

12～13 省略

14 附則第9項から第12項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略	
附則第11項の表第100条の2第1項の項	省略
省略	

15 省略

16 附則第9項から第12項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略	
附則第11項の表第100条の2第1項の項	省略
省略	

17 省略

18 附則第9項から第12項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略	
附則第11項の	省略
表第100条の2	
第1項の項	
省略	

省略	
附則第11項の	省略
表第100条の2	
の項	
省略	